

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○指定金融機関等の名称、位置並びに
に収納及び支払の事務の取扱範囲
を定める規則の一部を改正する規
則

五〇

告 示

○土地改良区の定款の変更を認可し
た件

五〇

○道路の区域を変更する件

五〇

○海岸保全区域として指定する件

五二

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更
の認証の申請があった件

五二

○指定居宅サービス事業者の指定を

五二

取り消した件

五一

○指定介護予防サービス事業者の指
定を取り消した件

五一

○採石業務管理者試験を実施する件

五一

○一般競争入札を行う件

五二

○平成十九年度福島県病院局育休任
期付職員(看護及び助産)採用候
補者登録試験を実施する件

五三

正 誤

五三

○平成十五年三月二十八日付け号外
第三十二号中

五四

○平成十九年四月二十七日付け定例
第千八百七十号中

五五

○平成十九年七月二十日付け定例第
千八百九十四号中

五五

○平成十九年七月三十一日付け定例
第千八百九十七号中

五六

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月七日

福島県規則第六十六号

福島県知事 佐藤 雄平

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十一年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三新ふくしま農業協同組合の項中「吉井田支店」を削り、「平田支所、大森支所、信夫支店」を「南支店」に改め、同表みちのく安達農業協同組合の項中「本宮総合支店」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年九月十日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

告 示

福島県告示第五百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大玉土地改良区から平成十九年七月十九日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年七月三十一日認可した。

平成十九年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第五百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所まで平成十九年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道本宮 岩代線	本宮市長屋字長田一八 四番一地先から 同 市長屋字長田一三 五番地先まで		A 八・〇〇 B 一六・〇〇 一〇・〇〇 二八・〇〇	四一五・〇 四二〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

変更後	B	二八・〇	四二〇・〇
-----	---	------	-------

福島県告示第五百四十七号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成十九年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

海岸名	区	域
福島県福島沿岸 四倉漁港海岸 志津地区海岸	一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅸ座標系)	
	基点1 X二二三八九六・三七四 Y一〇三六二五・六四七 の点	
	基点2 X二二三八八七・一八〇 Y一〇三六二二・六九一 の点	
	基点3 X二二三八九六・五八六 Y一〇三六一八・八八八 の点	
	基点4 X二二四〇六三・六八四 Y一〇三六七二・六〇三 の点	
	基点5 X二二四〇七二・三七六 Y一〇三六七一・〇五一 の点	
	基点6 X二二四一〇四・九〇一 Y一〇三六四五・五三〇 の点	
	基点7 X二二四一二七・七五六 Y一〇三六一〇・一一一 の点	
	基点8 X二二四一三一・一二三 Y一〇三六一四・七八三 の点	
	補助点1 X二二四一七四・一七九 Y一〇三六四三・五九 〇の点	
補助点2 X二二四一四六・八五七 Y一〇三六八四・四二 六の点		
補助点3 X二二四〇七九・七二〇 Y一〇三七三七・一〇 五の点		
補助点4 X二二三八四四・二九四 Y一〇三六六一・四二 五の点		
補助点5 X二二三八五二・四六四 Y一〇三六四五・四九		

〇の点

二 区域
基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4及び補助点5を順次直線で結んだ線並びに補助点5から基点1に至る線により囲まれた区域で次の図に示す区域。(次の図は省略する。)

(河川港湾領域港湾漁港グループ)

公 告

公告第四百六十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成十九年七月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人まちづくり喜多方
- 三 代表者の氏名
江花 圭司
- 四 主たる事務所の所在地
福島県喜多方市字一丁目四千六百十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、より良い地球環境と住みよい地域社会を実現するため、自然と共生し地域資源を活用したまちづくりに関する事業を行い、多くの市民の環境保全意識向上と地域社会の文化的、経済的發展に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次の指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成十九年八月七日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所	事業所の名称	事業者の主な指定の取消	サービス
-----	--------	-------------	------

の 名 称	所 在 地	称(個人にあつては、氏名)	る事務所の所在地(個人にあつては、住所)	しの年月日	の 種 類
指定訪問介護事業所 中ホームケ	福島県郡山市 昭和二丁目一七番二号	福島県中央福祉企業組合	福島県郡山市 昭和二丁目一七番二号	平成一九年 八月一日	訪問介護

(生活福祉領域指導監査グループ)

公告第四百六十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の八第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成十九年八月七日

福島県知事 佐藤雄平

の 名 称	所 在 地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定の取消しの年月日	の 種 類
指定介護予防訪問介護事業所 中ホームケ	福島県郡山市 昭和二丁目一七番二号	福島県中央福祉企業組合	福島県郡山市 昭和二丁目一七番二号	平成一九年 八月一日	介護予防訪問介護

(生活福祉領域指導監査グループ)

公告第四百六十四号

採石法(昭和二十五年法律第百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、第三十六回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十九年八月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 試験日時

平成十九年十月十二日(金) 午前十時から正午まで

二 試験地

郡山市(試験会場は、受験票で通知する。)

三 受験願書の受付期間

平成十九年八月二十日(月)から同年九月十四日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)。ただし、郵送による場合は、同年九月十四日付けまでの消印のあるものを有効とする。

四 受験願書の提出先

最寄りの福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループとする。

五 受験手数料

八千円とし、相当額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと。)

六 その他

試験の詳細については、福島県商工労働部地域経済領域立地グループ又は福島県地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループに問い合わせること。郵送により照会する場合は、あて先明記の八千円切手をはった返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(地域経済領域立地グループ)

公告第465号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第72号)第6条及び福島県規程(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年8月7日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 Na I モニタリングポスト 5式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期間 平成20年3月24日
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確保を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件(平成19年福島県告示第276号)第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
 なお、平成19年9月3日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。
 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県出納局総務管理グループ
 電話024-521-7562
- 4 入札書の提出場所等
 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
 (2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年8月20日午後2時 福島県出納局総務管理グループ
 (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年9月18日午後2時 福島県出納局総務管理グループ（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月14日午後5時までに必着のこと。）
- 5 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 (2) 契約保証金 落札者は、契約金額に100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効
 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
 (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (4) 契約書作成の要否 要
 (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Environmental Radiation Monitors with Na I (Tl) scintillation Detector 5
 (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 18 September 2007
 (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 14 September 2007
 (4) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7562
 (出納局総務管理グループ)

福島県病院局

公告第5号

平成19年度福島県病院局育児任期付職員（看護及び助産）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成19年8月7日

福島県病院事業管理者 茂田 士郎

- 1 試験を実施する職種
 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
 看護 30名程度
 助産 3名程度
- 3 試験期日
 平成19年9月9日（日）
- 4 受験申込受付期間
 平成19年8月7日（火）から同年9月3日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先
 福島県病院局管理グループ（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
 （管理グループ）

〒 郡

○平成十五年三月二十八日付け号外第三十二号中

ページ	段	行	
			正 誤

七六	下	五	<p>(2) 第57条の2第1項の規定による認可</p> <p><input type="radio"/></p>
七八	上	一一	<p>(2) 第57条の2第1項の規定による認可</p> <p><input type="radio"/></p>
			<p>(8) 第19条第1項第1号の規定により処理する第11条第4項の規定による認定（農林事務所の所管区域を超える森林施業計画の場合に限る。）</p> <p><input type="radio"/></p>
			<p>(8) 第19条第1項第1号の規定</p>

八八	下	後ろか ら四	<p>(15) 第19条第1項第1号の規定により処理する第16条の規定による取消し（農林事務所の所管区域を超える森林施業計画の場合に限る。）</p> <p><input type="radio"/></p>
			<p>(16) 第19条第1項第1号の規定により処理する第17条第2項の規定</p>

<p>による届出書の受理 (農林事務所の所管区域を超える森林施業計画の場合に限る。)</p>	<p>(15) 第19条第1号の規定により知事か処理する第16条の規定による認定の取消し (農林事務所の所管区域を超える森林施業計画の場合に限る。)</p> <p>(16) 第19条第1項第1号の規定により知事が処理する第17条第2項の規定による届出書の受理 (農林事務所の</p>
--	---

<p>所管区域を超える森林施業計画の場合に限る。)</p>	<p>八九 上 後ろか 五二三</p> <p>(18) 第188条第2項の規定による測量及び調査並びに伐採</p>	<p>(18) 第188条第2項の規定による測量及び調査並びに伐採</p>
-------------------------------	---	---------------------------------------

<p>ページ 段 行 正</p>	<p>誤</p>
------------------	----------

<p>三三四 上 後ろか 五二三</p> <p>いわき市小川町上小川字小川山・川前町川前字茄子平・字山下谷・字柵木・字外門・川前町下桶売字高部・字上高部・字荻・川前町小白井字精斉・三和町合戸字細戸・三和町下永井字軽井沢・三和町下三坂字下三坂・字北山・三和町中三坂字湯ノ向・四倉町八茎字片倉</p>	<p>いわき市小川町上小川字小川山、川前町川前字茄子平、字山下谷、字柵木及び字外門、川前町下桶賣字高部、字上高部及び字荻、川前町小白井字精斉、三和町合戸字細戸、三和町下永井字軽井澤、三和町下三坂字下三坂及び字北山、三和町中三坂字湯ノ向並びに四倉町八茎字片倉</p>
--	--

○平成十九年七月二十日付け定例第千八百九十四号中

○平成十九年七月三十一日付け定例第千八百九十七号中

五七〇	五七〇	五六九	五六九	五六八	五六八	五六七	五六六	五六六
上	上	下	上	下	下	下	下	下
ら 後ろか 一	一〇	八	一二	ら 後ろか 七	一四	一五	ら 後ろか 四	ら 後ろか 二七
公告第四百五十号	公告第四百四十九号	公告第四百四十八号	公告第四百四十七号	公告第四百四十六号	公告第四百四十五号	公告第四百四十四号	公告第四百四十三号	公告第四百四十二号
公告第四百四十九号	公告第四百四十八号	公告第四百四十七号	公告第四百四十六号	公告第四百四十五号	公告第四百四十四号	公告第四百四十三号	公告第四百四十二号	公告第四百四十一号

五四一 上

一四

檜葉町大字井出

檜葉町大字井手